

板橋区掲示板広告掲載取扱要綱

(平成20年2月14日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区広告掲載要綱（平成19年3月16日区長決定。以下「広告掲載要綱」という。）の規定に基づき、板橋区掲示板設置管理要綱（昭和47年4月1日区長決定）に規定する板橋区掲示板（以下「掲示板」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲及び基準)

第2条 掲示板に掲載することが出来る広告の範囲及びその基準は、広告掲載要綱第3条及び第4条に定めるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 掲示板本来の表示目的を阻害すると認められるもの
- (2) 歩行者及び運転者を幻惑させるおそれのある発光するもの、蛍光色を使用したもの、又は反射効果を有するもの

(広告の方法)

第3条 広告は、広告板面（以下「板面」という。）に広告板枠（以下「広告板」という。）を取り付け、第8条により広告掲載が決定した掲示板に取り付けることにより掲載するものとする。

(広告の規格及び掲載の位置)

第4条 広告の規格及び標準的な掲載の位置は、別記のとおりとする。

(広告期間)

第5条 広告期間は、1年間を単位とし更新を妨げない。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、別の期間を広告期間とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告期間の途中において、第16条の規定により掲示板、広告板及び板面の移設又は撤去する場合は、その都度広告期間を協議することができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1件につき年間30,000円（内訳 月額2,500円）とする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告主は、板橋区掲示板広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要書類を添えて区長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 区長は、第2条の規定に基づき掲載の可否を審査するものとする。

- 2 区長は、前項の審査をするに当たって、当該掲示板が設置されている町会・自治会の承諾を求めるものとする。
- 3 区長は、前2項の審査の結果により、第10条の掲載順位に基づき広告掲載を決定する。ただし、抽選を要する場合の決定方法については、別に定める。

(広告掲載の決定にともなう通知等)

第9条 前条の規定により掲載する広告を決定したときは、区長は、板橋区掲示板広告掲載請書(別記第2号様式)又は板橋区掲示板広告非掲載決定通知(別記第3号様式)により広告主に通知する。

(広告掲載の順位)

第10条 広告板に掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。

第1順位 5件以上の申し込みを行う広告主

第2順位 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれらに類するもの

第3順位 上記以外の私企業及び自営業等

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、第6条に定める広告掲載料を区長が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、第17条の規定による掲示板、広告板及び板面の移設又は撤去に伴い、広告を掲載できない場合は、返還するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、既納の広告掲載料を返還することができる。

3 前2項の規定により既納の広告掲載料の返還を受けようとする広告主は、板橋区掲示板広告掲載料返還請求書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

4 広告掲載料の返還額は、広告期間の末日から30日を1か月として起算し、広告掲載を中止する日以降までの月額で計算した額を返還することができる。

(広告期間の更新)

第13条 区長は広告主に対し、広告期間終了前に板橋区掲示板広告掲載更新手続き通知(別記第5号様式)により通知する。

2 広告主は、広告期間後も継続して広告掲載を希望する場合、第7条に定める広告掲載の申込を行い、第6条に定める広告掲載料を区長が指定する日までに納入しなければならない。

(広告掲載の内容変更)

第14条 広告主は、広告掲載の内容を変更する場合、事前に区長に対して板橋区掲示板広告内容変更申込書(別記第6号様式)により申し込みしなければならない。

2 区長は、前項の申込書を受理したときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の内容を審査したうえ掲載の可否を決定し、板橋区掲示板広告内容変更承認通知(別記第7号様式)又は板橋区掲示板広告内容変更不承認通知(別記第8号様式)により、広告主に通知する。

(広告掲載契約の解除)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の契約を解除することができる。

- (1) 広告が掲示板設置に関して支障となるとき。
- (2) 広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
- (3) 広告内容が第2条の規定に反すると新たに認められるとき。
- (4) 広告が第19条第3項の規定に反すると新たに認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、板橋区掲示板広告掲載契約解除通知（別記第9号様式）により、広告主に通知する。

3 区長は、広告掲載後に第1項により広告掲載契約を解除する場合は、広告掲載要綱第9条第1項により、審査会に意見を求めることができる。

（適格請求書の交付）

第16条 区長は、広告主から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項の規定による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書（別記第10号様式）を当該広告主に交付する。

（掲示板の移設等）

第17条 区長は、地域の事情等により掲示板、広告板及び板面を移設又は撤去しなければならない場合は、移設又は撤去することができる。

（免責）

第18条 区長は、板面が破損、滅失等の理由により広告掲載ができなくなったとしても、その責任を負わない。

2 区長は、前条による掲示板、広告板及び板面の移設又は撤去により広告掲載ができなくなった場合であっても、板面の作製及び別な場所での新たな広告掲載に関する経費に対し、その責任を負わない。

（広告主の責任及び負担）

第19条 広告の掲載内容、板面及び広告板の作製並びに各許可手続に関する経費は、広告主の責任及び負担とする。

2 広告主は、板面の良好な維持管理に努めなければならない。

3 広告主は、広告掲載に関する権利を第三者へ譲渡又は転貸してはならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めのない事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。